

意見書案第16号

川崎市における政府関係機関の地方移転に関する意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成27年11月26日

川崎市議会議長 石田 康 博 様

提出者	川崎市議会議員	廣 田 健 一
	〃	花 輪 孝 一
	〃	織 田 勝 久

## 川崎市における政府関係機関の地方移転に関する意見書

政府は、昨年12月に閣議決定したまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、東京圏以外の43道府県から地方創生に資すると考えられる政府関係機関の地方移転に係る提案募集を行い、その結果、川崎市に本部のある国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構と川崎市殿町地区（キングスカイフロント）に移転が決定している国立医薬品食品衛生研究所の二つの政府関係機関について、5県から移転の提案があった。

地方創生を推進することにより、人口減少に歯止めをかけ、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、活力ある社会を維持していくことは重要な課題である。

しかしながら、国立医薬品食品衛生研究所が移転を予定するキングスカイフロントは、京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区や東京圏の国家戦略特区の中心的なエリアとして、我が国の国際競争力強化に向けた成長戦略拠点の形成に取り組んでおり、その中でも国立医薬品食品衛生研究所はここに集積するライフサイエンス分野を中心とした先進的な企業や研究機関の中核的な施設の一つである。

同様に国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構にあっても、これらの特区のエリアにあり、エネルギー技術及び産業技術の発展を通じた経済及び産業の振興に多大な貢献をしている。

これらの二つの政府関係機関の地方移転が現実のものとなれば、国の経済のエンジンは大きな歯車を失い、国策である成長戦略を自ら失速させることになる。

よって、国におかれては、我が国の成長戦略に及ぼす多大な影響を考え、本市に立地し、及び移転を予定している二つの政府関係機関の地方移転を行われぬよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣 宛て  
経済産業大臣  
厚生労働大臣  
地方創生担当大臣